

提案書作成要領

本業における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市企業立地動向調査業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は、5,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 プロポーザル参加資格

次の(1)から(3)のいずれにも該当することを本プロポーザルへの参加資格とします。

- (1) 令和元年度・2年度「横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）」において、営業種目「各種調査企画」を1位とし、営業細目「市場・世論調査」及び「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録している者。または、参加意向申出書を提出した時点で、現に申込中であり、受託者を決定する期日までに登録が完了している者。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（様式1）の提出

本プロポーザルに参考の意向がある事業者は、参加意向申出書（様式1）を提出して下さい。

ア 提出期限：令和元年8月9日（金）17時00分まで（必着）

イ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とします。）

ウ 提出先：横浜市経済局成長戦略推進部企業誘致・立地課

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日：令和元年8月14日（水）17時00分までに行います。

イ その他：提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（様式2）の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限：令和元年8月23日（火）17時00分まで（必着）
- (2) 提出先：（宛先）横浜市経済局成長戦略推進部企業誘致・立地課
（住所）〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階
（TEL）045-671-2594
（メールアドレス）ke-yuchi@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法：持参、郵送又は電子メール
※郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とします。また、電子メールの場合は着信確認を行ってください。
- (4) 回答日及び方法：令和元年8月27日（火）までに電子メールで回答を発送します。

6 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。
 - ア 提案書（表紙）（様式3-1）
 - イ 業務の実施方針及び内容（様式3-2）
 - ウ 業務実施体制（様式3-3）
 - エ 類似業務実績（様式3-4）
 - オ 事業実施スケジュール（様式3-5）
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、調査・検討の内容が具体的に表現されたものは認めません。
 - ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとして下さい。
 - エ 各様式について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とします。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 6(1)の書類
- イ 参考見積書
委託料5,000千円（税込）を上限とし、積算根拠がわかるように明示して作成して下さい。この価格を超える提案は受理できません。
- ウ 提案書の開示に係る意向申出書（様式4）

エ 提案書評価基準における企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組）に該当がある場合は、別紙1に記載する資料

(2) 提案書のデータ形式等

ア 提案書類：提出部数 1部（製本したもの）

イ 電子データ：PDF形式にてCD-R等で1式

ウ 提出先：5(2)と同じ

エ 提出期限：令和元年9月4日（水）17時00分まで

オ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(3) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した実施体制は、配置予定者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提出後の提案内容の変更は認められません。

8 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時：令和元年9月9日（月）予定

(2) 実施場所：経済局C会議室（予定）（横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル4階）

(3) 出席者：業務担当者を含む3名以下として下さい。

(4) ヒアリングに関する注意事項：

ア 時間等詳細については、別途お知らせします。

イ 提案書を基に、口頭にてプレゼンテーションを行ってください。

ウ 追加資料の使用は認めません。

エ 社名による予見を与えることを防ぐため、提案者名（社名）を伏せてプレゼンテーションを行って下さい。

オ プレゼンテーション時に評価委員に配布する提案書類は提案者名（社名）を黒塗りにしたもとなります。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	横浜市 経済局第二入札参加資格 審査・指名業者選定委員会	横浜市企業立地動向調査業務委 託に係るプロポーザル評価委員 会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者	プロポーザルの評価に関するこ

	の特定に関すること	と
委員	経済局 ・ 副局長 ・ 総務課長 ・ 企画調整課長 ・ 企業誘致・立地課長 ・ 経営・企業支援課長 ・ 商業振興課長 ・ 雇用労働課長	経済局 ・ 企画調整課長 ・ 国際ビジネス課長 ・ 新産業創造課長 ・ ものづくり支援課長 ・ 企業誘致・立地課長

10 評価基準

プロポーザルの評価基準及び配点は、次のとおりとします。

- (1) 提案内容に関する評価 (40 点)
- (2) 遂行能力に関する評価 (60 点)
- (3) 実施体制に関する評価 (20 点)
- (4) 企業としての取組に関する評価 (5 点)
- (5) 市内中小企業加点 (5 点)

※詳細については、提案書評価基準を参照して下さい。

11 合格基準点

評価委員の採点の合計点数の 6/10 が合格点で、最も点の高い者を受託候補者とします。

12 評価が同点となった場合の措置

評価委員の採点の合格点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とします。

- (1) 加重項目の合計得点が上位の者
- (2) 評価項目に 0 点がない者

13 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日：令和元年 9 月 30 日 (月) までに行います。
- (2) その他：特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 結果の公表

受託者の決定後、「提案者名、特定結果、各提案者の順位、評価点数、評価基準及び評価委員会の開催経過」について、横浜市のホームページに公表します。

15 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

16 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

17 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

18 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用
貴社の負担
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語：日本語
 - イ 通貨：日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

(別紙1)

○提案書評価基準における企業としての取組について

(下記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出は不要です。)

提案書評価基準における企業としての取組(ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組)に関して、下記の項目に該当がある場合は提案内容の点数に、加点できることになっています。(ただし配点は提案内容を含む全評価項目の合計点の5%以内)該当がある場合は、下記表のとおり資料をご提出ください。

① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	1部
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
③ 次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている	「認定通知書の写し」	
⑤ よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている	「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」	
⑥ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	「認定通知書の写し」	
⑦ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)※	最新年度の障害者雇用状況報告書(「事業主控」の写し)	

①及び②に該当がある場合は、ご提出いただく提案書類の中で提案書提出日時点での従業員数を記載し、申告してください。

⑦において、障害者1人以上を雇用している(従業員45.5人未満)に該当する場合は、別途提出書類に関するご相談をお願いします。

(様式1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職指名

印

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：横浜市企業立地動向調査業務委託

担当者

所属：

氏名：

電話：

E-mail：

(様式2)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職指名

印

質 問 書

件名：横浜市企業立地動向調査業務委託

質 問 事 項

【質問の送付先】

横浜市経済局企業誘致・立地課

担当：齋藤、川島、森川

TEL：045-671-2594

ke-yuchi@city.yokohama.jp

【回答の送付先】

担当部署	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

(様式3-1)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
商号又は名称
代表者職指名

印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：横浜市企業立地動向調査業務委託

担当者
所属：
氏名：
電話：
E-mail：

(様式 3 - 2)

業務の実施方針及び内容

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the header. It is intended for the user to write the implementation policy and content of the business.

(様式 3 - 3)

業務実施体制

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for the user to draw or write the business implementation system details.

(様式 3 - 4)

類似業務実績

類似業務の実績について、業務名称、発注機関名、実施時期、業務概要及び事業の特徴等を記載して下さい。

(様式 3-5)

業務実施スケジュール

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for the user to draw or type a business implementation schedule.

(様式4)

平成 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職指名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：横浜市企業立地動向調査業務委託

1 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規程に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

担当者

所属：

氏名：

電話：

E-mail：